JA 相続開始後の申告と手続きのスケジュール

被相続人の死亡（相続開始）

１０ヵ月以内

６ヵ月以内

４ヵ月以内

３ヵ月以内

葬儀 通夜 死亡届

- ◆死亡届は、７日以内に死亡診断書を添付して市区町村長へ提出します。
- ◆年金受給権者死亡届は、社会保険事務所（または役所）へ１０日（国民年金は１４日）以内に年金証書を添えて提出します。
- ◆賃貸収入・借入金返済・固定資産税・各種公共料金の引落し口座の変更手続　（適宜必要　）

初七日法要

葬儀費用の領収書の整理・保管

- ◆ここまでは、相続税申告に必要な葬儀費用となるため

香典返し

遺言書の有無の確認

- ◆公正証書遺言以外は、家庭裁判所で検認を受けた後、開封します。

四十九日法要

遺産や債務の概要の把握

- ◆相続の放棄をするかどうか決めます。

相続人の確認

- ◆被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せます。

相続の放棄又は限定承認

- ◆家庭裁判所に申述します。

所得税の申告と納付

遺産や債務の調査

- ◆被相続人の死亡日現在の財産を現物でチェックします。

- ◆被相続人の死亡した日までの所得を、税務署へ申告します。（準確定申告）

根抵当権が設定された物件がある場合、債務者の変更

遺産の評価・鑑定

- ◆評価の方法が分からない時は、『ＪＡえひめ中央』へご相談ください。

遺産分割協議書の作成

- ◆相続人全員の実印と印鑑証明書が必要となります。

相続税申告書の作成

- ◆納税資金の準備、延納又は物納にするか検討します。

JAえひめ中央 資産相談課 サポート

相続税の申告と納付

遺産の名義変更手続き

- ◆不動産の相続登記や預貯金・有価証券の名義書換をします。